



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

# 全国歯報

2019.5 84号

## 第84回 通常組合会

# 平成31年度事業計画、歳入歳出予算を承認

平成31年3月31日（日）午後1時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6D」において、第84回通常組合会が開催された。

秦野議長の挨拶の後、芦田副理事長の挨拶に引き続き、議事録署名人に鳥取県支部の小濱議員を指名。物故組合員に対する黙祷、三塚理事長の挨拶に引き続き議事に入り、平成31年度保険料賦課額（案）、平成31年度事業計画（案）及び平成31年度歳入歳出予算（案）について慎重審議の結果、すべて原案どおり可決承認された。



### ■議長・副議長挨拶（要旨）

秦野議長（鳥根県支部）

定刻になりましたので、ただ今より第84回通常組合会を開催致します。

本日は、大変ご多忙のなか、全国各地よりご参集賜り、心よりお礼申し上げます。

本日の組合会は、平成31年度の事業計画及び歳入歳出予算をご審議頂きます。



秦野議長



井田副議長

## ■開会の辞（要旨）

### 芦田副理事長



私の地元はまだ桜が咲いておりませんが東京はちょうど見ごろのようです。

明日、新しい元号が発表されるということで、昭和から平成に移った時は暗い雰囲気でしたが、今回はそういった雰囲気ではないと思っております。明日、元号がどうなるか期待したいと思っております。

今日は組合会議案が3つあります。よろしく慎重審議をお願いして挨拶とさせていただきます。

## ■理事長挨拶

### 三塚理事長



年度末のお忙しい中、本当にありがとうございます。本日の組合会は来年度の保険料賦課額、事業計画予算等の審議でございます。先生方の忌憚ないご意見を頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

まず初めにお伝えしたい事があります。日本歯科医師会の最高の栄誉である有功章を富山の山崎先生が受賞されました。また、日歯連盟の最高の褒章である日歯連盟褒章を新潟の五十嵐先生が受賞されました。お二人の先生の永年の御功績、この場をお借りして御祝い申し上げます。

やっと2025年問題に決着が付きそうな状況になってきました。先生方もご存じの通り、まず2000年に介護保険制度が導入され、国は介護サービス及び福祉のサービスを一生懸命に図ってきました。これは2025年に向かって高齢者が急速に増えるという予測のためで、今年10月に消費税が10%に引き上がることで国が進めている社会保障・税一体改革が終わります。すると、今まで進めてきた介護サービス及び福祉のサービスがある程度形ができ、2025年問題が解決してくるだろうと推測しております。しかし、問題は2025年の後の事です。2025年までに私たち団塊の世代が急速に増え続け、65%程高齢者が増加します。ところが高齢者の伸びは25年を境になだらかになり、2025年から40年までの15年間では僅か6%程度しか伸びません。逆に、いわゆる生産人口である15歳から65歳が、25年までは緩やかに減少していたものが、急速に減少していくというのが現状です。25年から40年の間に17%程一気に減少します。たった15年の間に、6,580万人の生産人口が900万人強も減ってしまい5,640万人になってしまうわけです。

生産者人口が減少するという事は、国力が急激に落ちてくるという事です。生産人口を高めていかなければ、国はますます国力が落ちてしまいます。国はこれを何とかしなければならないという事で、外国人労働者を増やす、ICTやAIを使って機能的な効率の良い労働の場所をつくる、また65歳以上の高齢者の就業率を高めるため、健康寿命を3年は延伸させようと考えております。そのためには、健康な老人をつくっていかねばなりません。今、私共も一緒になって様々なサービスを考えております。

実際にデータ等で見ると、高齢者が元気で仕事をしていると、当然のごとく医療費がかかりません。医療費がかからないという事は、うまく世の中が回るという事です。実際に私達の組合で考えていくと、全く同じ事で、組合員の方々の健康管理をしっかりするという事は、医療費が抑制できるわけです。

医療費を抑制すると、お金が少し余ります。保険料を頂いて私共は運営しているため、余るとうまく組合が回ってきます。この循環を進めていくというのがこれからの課題で、私たち全国歯もこの課題をどのように解決していくかが、一番重要なポイントだと思っております。

従って、私たちはこれからも様々な保健サービスを充実させる事により、医療費を抑制していきたいと考えております。

30年度は様々なサービス、国のインセンティブに則り進めてきました。特定健診、保健指導、がん検診等、支部により非常に格差がありました。私達は20支部の格差を何とか無くそうと、健康づくりのための委員会を作り、各支部で情報交換しながら、良いところは取り、悪いところは捨てていくという形で、平均的にみんなで健康をつくっていく、組合員の健康をしっかりと守るということを31年度に向かって進めていきたいと考えております。

健康保険証の代わりにマイナンバーを使用し、保険証の資格確認をするという事が今度の国会の中で出てきております。様々な問題があると思いますので、私たちは様々な情報を見ながら慎重に対応していきたいと考えております。

任期満了までの残り3カ月、先生方のご理解とご協力を頂き運営していきたいと思っておりますので、是非よろしくお願い致します。以上で理事長の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

## 議事

### 第1号議案 平成31年度保険料賦課額(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

保険料賦課額については、平成31年度保険料賦課額の算定方法について詳しい説明がなされた後、挙手多数により可決承認された。

(要旨)

国庫補助率が段階的に引き下げられている中、それを踏まえて5年前より積み立てをしていた国保事業安定積立金の額が現在30億円になっている。31年度の賦課額は全体で5億円ほどマイナスになる見込みだが、積立金の中からこれを取り崩せば、運営出来るため31年度については、5つの賦課額を据え置きとしたい。



### 第2号議案 平成31年度事業計画(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

平成31年度事業計画(案)についての説明のあと、採決に入り挙手多数により可決承認された。

## I 概況

1. 平成31年度は、都道府県が財政運営の主体となって参画する2年目となり、人生100年時代を見据え、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革・人づくり革命・効果的な保健・医療・介護・福祉等の推進により全世代型社会保障の基盤強化に取り組むこととする。

(1) 健康寿命の延伸に関して

① 予防・健康づくり

(重症化予防等の保健事業と介護予防・フレイル(要介護に至る前の状態)対策の一体的実施、受動喫煙対策)

②データヘルス改革

(健康・医療・介護情報の連結、ビッグデータを活かす研究開発)

(2) 国保保険料(税)限度額について

平成31年度に4万円引き上げることとなった。その内訳として、基礎賦課分を3万円引き上げて61万円、介護納付金分を1万円引き上げて17万円とした。医療分(基礎賦課分+後期高齢者支援金分)は、80万円となる。40～64歳の介護保険第2号被保険者が属している世帯では、介護納付金分を含めて97万円が賦課最高限度額となった。

(3) 消費税率10%への引き上げに伴う診療報酬改定について

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに伴う診療報酬改定(31年10月実施)の内容については、大臣折衝を踏まえ、改定率は本体+0.41%となり歯科の改定率は、歯科+0.57%となった。

## II 事業運営の方針

医療保険制度改革関連法により28年度から、定率補助率が5年間かけて段階的に引き下げられている当組合としては最後の年となり、平成32年度の国庫補助率を算定するために、平成30年度所得調査(平成29年分市町村民税の課税標準額の調査)を実施した。

平成31年度の国庫補助率は、一般被保険者の療養給付費に対して国庫補助率32%→30.4%、組合特定被保険者の後期高齢者支援金・介護納付金に対して国庫補助率は16.4%→16.1%となる。

激変緩和措置(平成31年度当組合は終了)により、①組合特定被保険者の割合が少なく交付要件(30%未満)を満たしている組合に補助の削減額の1/4に相当する額を補助、②支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が多く交付要件(30%以上)を満たしている組合に補助の削減額の1/4に相当する額を補助する。以上2項目は、重複して受けることが可能となっている。

平成30年度決算見込では、①の組合特定被保険者(平成30年11月末日)の割合が32.80%となり激変緩和措置における特別調整補助金の対象外となった。②の支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が34.05%となり激変緩和措置における特別調整補助金の対象とした。

平成31年度も、②についての特別調整補助金を予算案とした。

保険料賦課額については、後期高齢者支援金約28億7千万円(対前年度約2億5千万円増)、介護納付金約18億5千万円(対前年度約1億7千万円増)となったが、国庫補助率削減に備えて積み立てをしていた国保事業安定積立金を取り崩す事も視野に入れ、すべて保険料を据え置きとして、予算案とした。

がん検診補助事業については、保険者の予防・健康インセンティブ推進事業の取り組みへの支援により、31年度も引き続きがん検診受診者に対して検診費用の一部を補助する。

インフルエンザ予防接種補助事業について、13歳未満の世帯員は2回接種法の方がより高い抗体価の上昇が得られることから、補助金の額を5千円とした。

被保険者証の一斉更新の年度に当たり、被保険者証を発行する。

特定健康診査・特定保健指導について、特定健康診査当日に、腹囲・体重・血圧・喫煙歴等から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して初回面接実施を可能とするため、特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった特定健康診査受診券(セット券)を発券する。

また、平成31年度は、3年に一度の資格確認を行う。

基幹システムについては、社会保障・税番号制度（マイナンバー）及び2021年3月から医療機関においてマイナンバーカードによる資格確認を可能とするオンライン資格確認等のシステム開発、元号改変に伴い和暦で管理しているデータを西暦で管理する等のシステム改修を行う。また、Windows7のサポート終了及び機器の保守サポート満了に伴いWindows10への端末及びプリンターの更新を行う。

これからも、保険者機能を発揮し、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の予防・健康管理を推進する保健事業を実施し、時代に適応した組合運営に向けた最善の努力をして参りたい。

### Ⅲ 実施事業

※平成31年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費等の支給、保健事業の詳細については、申請方法と合わせp.14より詳しくお知らせ

#### 1. レセプト点検の実施

連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

#### 2. 広報活動

(1) 組合報の発行 (2) ホームページの活用

#### 3. 資格確認調査の実施

資格確認調査を実施する。(3年に1回)

#### 4. 被保険者証の更新

被保険者証の一斉更新を実施する。(2019年8月1日交付)

### Ⅳ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

### Ⅴ 事務研修会の開催

#### (1) 支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

#### (2) 東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

## Ⅵ コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の設置

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を設置する。

## Ⅶ 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

## Ⅷ 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

### 第3号議案 平成31年度歳入歳出予算(案) について議決を求める件 鈴木副理事長

平成31年度歳入歳出予算(案) について説明があり、挙手多数にて可決承認された。

### 平成31年度 歳入歳出予算書総括表

#### 歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 国民健康保険料	12,744,337	12,773,027	- 28,690
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	4,172,519	4,098,497	74,022
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 共同事業交付金	225,985	227,394	- 1,409
6. 財産収入	19,749	18,792	957
7. 繰入金	7	7	0
8. 繰越金	2,200,000	2,000,000	200,000
9. 諸収入	32	38	- 6
歳入合計	19,362,632	19,117,758	244,874

#### 【国民健康保険料】

- ・保険料収入（医療給付費分保険料）において、所得割賦課額は前年比より2,889千円増を見込んでいるが、均等割賦課額は義務教育者減免保険料額増加や被保険者数減少により、22,083千円減が予測される。医療給付費分保険料収入の合計は、8,870,012千円。近年は保険料の値上げにより、医療給付費の決算額については予算額内に収まっている。
- ・後期高齢者支援金の収入額は、対前年比より14,443千円減と予測されるが、全体に及ぼす影響は少ないとみている。一方、介護納付賦金賦課額は4,587千円の増。40歳以上の組合員の増加により保険料収入も増える予測。後期高齢者賦課額増加についても同じことが言える。
- ・保険料全体としては、前年比より28,690千円減の12,744,337千円を予算計上。

【国庫支出金】

- ・療養給付費補助金は、定率が平成 30 年度の 30.8% から平成 31 年度は 30.4% に変更するため、前年比より 94,993 千円減。
- ・後期高齢者補助金・介護納付金補助金については、定率が平成 30 年度 30.8% から平成 31 年度 30.4%、組合特定被保険者については 16.2% から 16.1% に補助率が変更される。後期高齢者補助金は前年比より 994,001 千円で前年比より 43,386 千円増、介護納付金補助金は前年比より 498,649 千円で前年比より 34,927 千円減。
- ・特別調整補助金は、保険者機能強化分と激変緩和措置分を合わせ、84,001 千円を見込み、前年比より 18,676 千円減。
- ・国庫支出金全体としては、74,022 千円増の 4,172,519 千円の予算を計上。

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 組合会費	19,410	17,891	1,519
2. 総務費	768,380	656,522	111,858
3. 保険給付費	8,896,583	8,703,316	193,267
4. 後期高齢者支援金等	3,866,530	3,617,897	248,633
5. 前期高齢者納付金等	2,346,816	2,597,645	-250,829
6. 介護納付金	1,853,769	1,681,579	172,190
7. 共同事業拠出金	323,329	325,360	-2,031
8. 保健事業費	643,199	660,620	-17,421
9. 積立金	41,304	38,137	3,167
10. 諸支出金	1	1	0
11. 予備費	603,311	818,790	-215,479
歳出合計	19,362,632	19,117,758	244,874

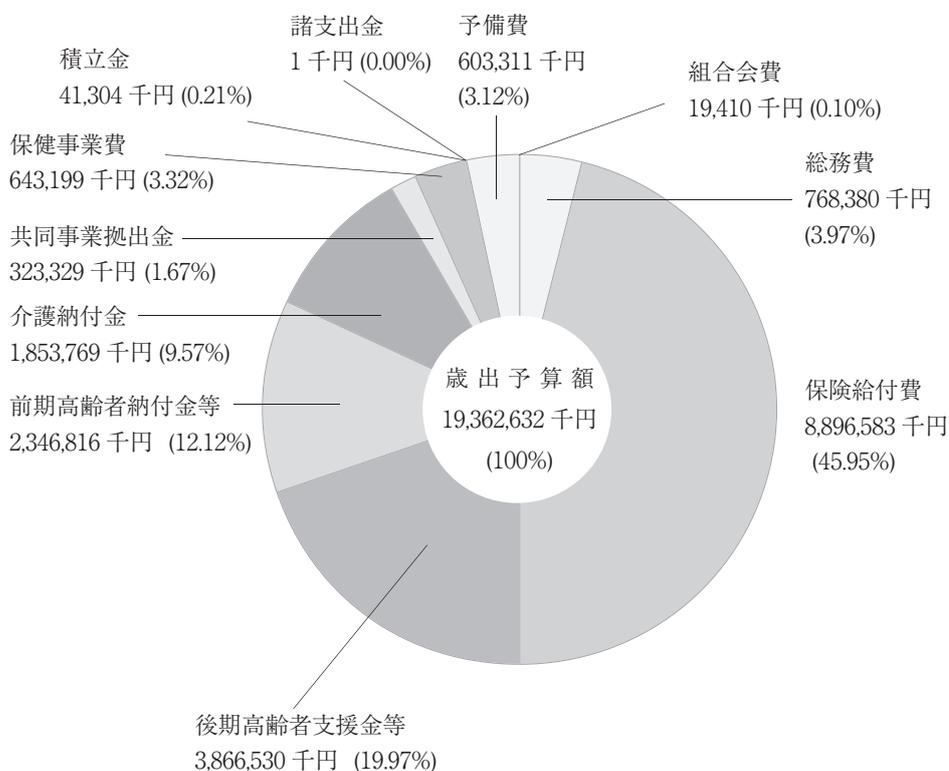
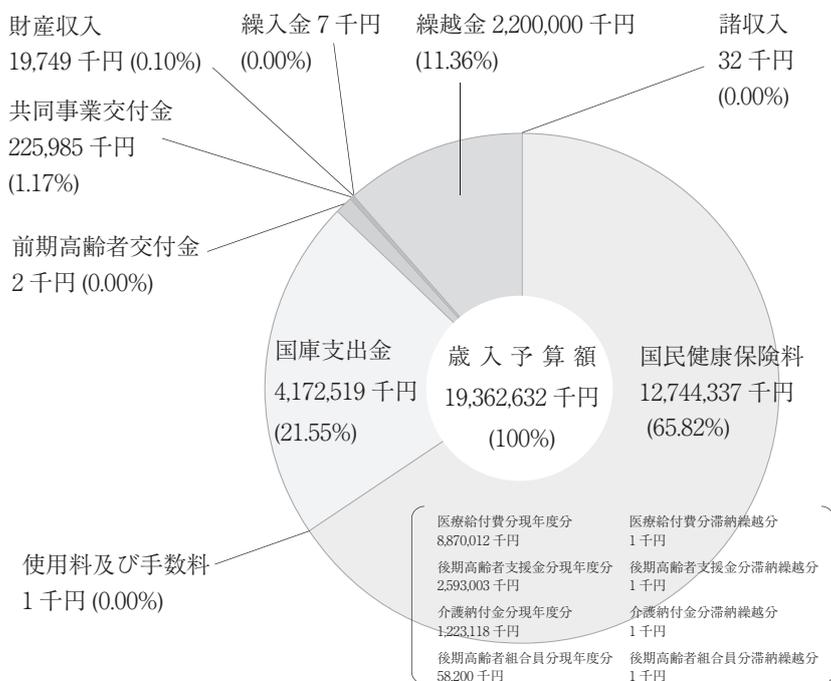


- ・総務費全体として 768,380 千円、前年比より 111,858 千円増の予算を計上。
- ・保険給付費は新設の出産手当金を含み 8,896,583 千円とし、前年比より 193,267 千円増の予算を計上。
- ・後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金は国が決定してきた金額を支払うため、決定金額から国庫補助金、特別調整補助金を差し引いたものを組合員へ負担をお願いしている。
- ・保健事業費は、増額になった支部交付金、新設のがん検診事業を含み 643,199 千円とし、前年比より 17,421 千円減の予算を計上。

## 【平成 31 年度予算について】

・平成 31 年度予算は前年度比 244,874 千円増の予算計上。

### 平成 30 年度 各款別構成割合



# 報告事項

## 〔全国歯関係〕

- インフルエンザ予防接種補助金支給要綱の一部改正（齊藤専務理事）

インフルエンザ予防接種補助金支給要綱「13歳未満の補助限度額上限を5,000円」と改正。（平成31年4月1日から施行）

- 保険料減免取扱規程の一部改正（齊藤専務理事）

平成23年度3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の住民が、震災発生後、全国歯の被保険者になった者に対する保険料減免期間を1年延長して、109ヶ月と改正。

- 平成30年度療養給付費の状況について

（鈴木常務理事）

療養給付費の過去6年間のデータ推移を見ると、平成24年度は組合員数6万6,829名で療養給付費年額63億8,900万円でした。それに対し、平成29年度は組合員数が1,822名減の6万5,007名にも関わらず7億2,400万円増え、療養給付費年額71億1,400万円でした。このデータから、療養給付費は1年で約1億2,000万円ずつ増加しており、月額にすると1,000万円ずつ常に増加している計算となります。

例年、1ヶ月の療養給付費約6億円の内訳は、概ね、入院500件（35万円/件）、外来3万2,000件（8,000円/件）、調剤1万7,000件（7,000円/件）、歯科3,000件（8,000円/件）でした。

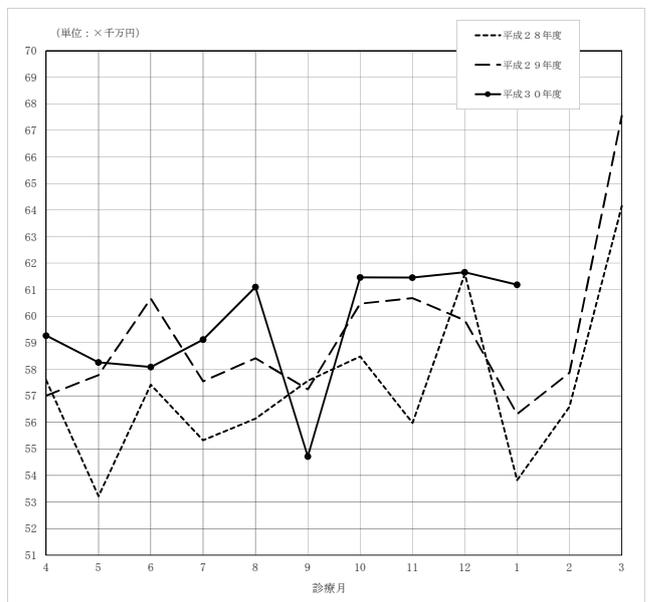
一方、組合員ごとのデータを見ると、1種組合員は2.5倍の組合員数がある2・3種組合員と同じ位の療養給付費を受けております。年額を平均すると1人あたり、1種組合員は19万1,000円、2・3種組合員は76,600円でした。1種組合員は年齢構成が2・3種組合員に比べ、年々高くなっているために療養給付費が高くなっているということが見て取れました。

また、長期入院の方が多数おられ、最長が47年、次いで29年、19年、18年と続きますが、特に精神疾患での入院は長くなる傾向が見られ、メンタ

ルヘルスがいかに大事かという事が分かります。本年度のメンタルヘルス事業の現状は、電話、面接、ウェブで計18件というデータが出ております。近年、糖尿病性腎炎で透析になる方が非常に増えており、現在は月間45～46件ですが、人工透析は月45万円、年間で500万円以上かかります。透析は一度始まるとエンドレスという事を我々は理解しておかねばならないのではないのでしょうか。

レセプト点検は1次、2次は栃木県で行っており、全国歯では3次点検を行っています。金額的には大きな額が査定された訳ではありませんが、しっかりと点検を行っているという姿勢を見せる事も医療費抑制に繋がると思っています。

診療月	平成28年度 A	平成29年度 B	伸率B/A	平成30年度 C	伸率C/B
4月	575,961,470	570,076,132	▲ 1.02	592,714,061	3.97
5月	532,194,136	577,803,781	8.57	582,623,658	0.83
6月	574,201,571	606,597,162	5.64	580,841,539	▲ 4.25
7月	553,242,617	575,458,600	4.02	591,203,815	2.74
8月	561,381,252	584,132,653	4.05	610,994,991	4.60
9月	575,644,305	572,431,390	▲ 0.56	547,162,861	▲ 4.41
10月	584,778,613	604,696,399	3.41	614,626,723	1.64
11月	559,768,204	606,818,270	8.41	614,531,253	1.27
12月	615,960,245	598,407,561	▲ 2.85	616,549,714	3.03
1月	538,189,450	563,108,445	4.63	611,850,279	8.66
2月	565,871,089	578,696,064	2.27		
3月	641,464,968	675,475,895	5.30		
合計	6,878,657,920	7,113,702,352	3.42	5,963,098,894	
年間平均月額	573,221,493	592,808,529	3.42	596,309,889	0.59
同月平均月額	567,132,186	585,953,039	3.32	596,309,889	1.77



●平成 31 年度特定健診・特定保健指導について  
(齊藤専務理事)

厚生労働省が示す平成 30 年度からの「第 3 期特定健康診査・特定保健指導」において

特定健康診査当日に特定保健指導の初回面接実施を可能とする見直しが行われたが、30 年度は、実施に必要な特定健康診査受診券(セット券)の対応が支払代行機関である栃木県国保団体連合会においてできなかったこと等により見送られていた。これについては、まだ対応できる健診機関が少なく、大きく特定保健指導の実施率が伸びるということはまだ期待できないが、全国規模の保険者である当組合にとって、実施率を伸ばす数少ない対策であるため、31 年度より実施することとした。4 月より順次セット券を送付する。

※セット券とは、特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券。特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導の初回面接を受けることが可能。

●平成 31 年度組合員の被保険者資格確認調査について  
(齊藤専務理事)

2019 年 4 月 1 日現在診療所を休院又は廃院されている方(後期高齢者組合員も含む)を対象に

調査内容としましては、自宅住所の確認、歯科医業又は歯科業務に従事しているかを確認する。

2019 年 4 月下旬頃より調査票をご自宅へ送付。提出期限は 2019 年 5 月 31 日とする。

●平成 31 年(2019 年)度会議予定表について(齊藤専務理事)

●東京事務所職員人事について(齊藤専務理事)  
採用 3 名(2019 年 1 月 1 日付)  
退職 1 名(2019 年 3 月 31 日付)

〔栃木県関係〕

1. 組合会議決事項(組合規約の一部改正)の県認可について(地区拡張)(齊藤専務理事)  
第 83 回通常組合会において議決された「地区拡張」についての認可  
福岡県行橋市を追加

〔全協関係〕

1. 第 72 回通常総会(3 月 15 日)について(齊藤専務理事)  
3 月 15 日に第 72 回通常総会が開催された。平成 31 年度事業計画案では本年 6 月 14 日に松山市にて通常総会が開かれる。本年度の会費に関しては、組合均等割が 20 万円、非組合員 1 人当たり 55 円ということで全国歯の会費は総額約 376 万円支払いをしている。

〔全歯連関係〕

1. 平成 30 年度第 2 回全歯連通常総会について(山下喜世弘副理事長)  
平成 31 年 2 月 27 日にアルカディア市ヶ谷にて第 2 回通常総会が行われた。  
メイン事業は国民健康保険組合に関する調査報告書の作成・配布である。  
2019 年度歳入歳出予算に関しては、17,262,425 円を見込んでいます。  
被保険者数は全国歯の約 10 倍程の 270,417 名である。

令和元年度 会議予定表 令和元年 5 月 22 日 現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
2019 年 (令和元年)	4 月	18 日(木)	職員事務研修会 1 日目	13:00	KKRホテル東京
		~19 日(金)		2 日目	
	5 月	22 日(水)	第 1 回常務会	13:30	東京事務所
	6 月	18 日(火)	第 1 回監事会	15:00	東京事務所
		25 日(火)	第 1 回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション
	7 月	21 日(日)	第 2 回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション
第 1 回議長団打合せ			12:00		
第 85 回通常組合会			13:00		
	8 月	1 日(木)	第 2 回理事会	13:00	KKRホテル東京
		21 日(水)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所
	10 月	30 日(水)	第 3 回常務会	13:30	東京事務所
	11 月	27 日(水)	第 4 回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション
			第 3 回理事会	13:00	
2020 年 (令和 2 年)	2 月	18 日(火)	第 5 回常務会	13:30	東京事務所
		26 日(水)	第 2 回監事会	15:00	東京事務所
	3 月	4 日(水)	第 4 回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション
20 日(金)			第 6 回常務会	11:00	
第 2 回議長団打合せ			12:00		
			第 86 回通常組合会	13:00	

## 事前質問

### 質疑応答の要旨

**Q** 国は、介護予防、健康寿命の延伸、医療費の適正化を目的として保険者の健康への取り組みに対しインセンティブを与えている。ただ、全国の164の国保組合への30年度のインセンティブに係る予算は僅か3億円であり、市町村国保への支援金(700～800億)と比較して極めて少額に思われる。その中で全歯国保組合としても評価指標に基づいた取り組みをしていると思われるが現状でそれがどの程度の交付額として評価されるのか教えて頂きたい。

また、全歯国保の保健事業に加え各支部独自の取り組みもあるが、医療給付削減につながる事業に対しての各支部へのインセンティブについてどのように考えるか伺いたい。

(山梨県支部 三森 幹夫議員)

**A** 全国保組合で3億円のインセンティブを163組合で平均すると1組合約184万円だが、全国歯は424万6,000円がインセンティブとして決定致しました。これは平均額の約3倍にあたる。

医療給付削減につながる事業に対しての各支部へのインセンティブに関しては、委員会を設置すると共に支部保健事業費を従来の総額8,000万円から2,000万円増額させ、増額した分の2,000万円を支部へのインセンティブに充てられたら、と検討している。

(齊藤専務理事)

**Q** 全国で風疹が流行しており、その対策が問題になっている。年代によっては、ワクチン接種を一度も受けていない方や、十分な免疫が出来て

いない方も一定数いると考えられる。歯科医療従事者としては早急な抗体の検査やワクチン接種が重要となる。

自治体によっては抗体検査やワクチン接種の無料化、助成金支給を行っている。

風疹への対策や補助金給付について、歯科国保組合の考えを伺いたい。

**A** 国が2019年度から3年間、原則無料で抗体検査並びにワクチン接種を行う計画があると聞いている。また、自治体によって補助のやり方が異なるが、19歳以上で妊娠を希望する者にも無料で抗体検査、ワクチン接種を行う所もあるようだ。そのため全国歯としては、国が行う3年間の政策が終了してから対応を考えたい。(齊藤専務理事)

**Q** マイナンバーを加入者全員から回収して1年以上経過したが、情報連携による所得情報の取得の可能性も含めて、今後マイナンバーをどのような形で活用していくのか。今後対応していく予定の手続きや、スケジュール等について伺いたい。

(京都府支部 武田 淳議員)

**A** マイナンバーによる所得情報の取得に関しては組合員1人1人に承認を得る必要があるため、今回の所得調査は従来通りの委任状を提出してもらうという方法で行った。

また、マイナンバーを保険の照会としては使用したとしても、保険証の代わりとして使用するという事はまだまだ考えることが出来ない。

周りの状況を見ながら慎重に対応を検討していきたい。(齊藤専務理事)

## ■閉会の辞 (要旨)

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

マイナンバーに関しては個人情報が出ないよう慎重に対応していきたいと思えます。

今後ともご理解、ご協力をお願い致します。それではこれにて第84回組合会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

## 山下副理事長



## 福井県支部

福井県は日本列島の中心部に位置し、山河海に恵まれた自然豊かな土地柄です。昨年は37年ぶりの記録的豪雪で雪深いと思われがちですが、今年は雪のない冬となりました。

古くは継体天皇、朝倉義景、柴田勝家、松平春嶽などを輩出し、豊かな海産物、農産物、名水にも恵まれて、3年連続幸福度日本一、また子どもの学力・体力最上位を誇る県です。

また、昨年秋には「福井しあわせ元気国体」が盛大に開催されました。福井県選手団は見事、最近の開催県が涙を吞んでいた天皇杯・皇后杯を獲得するという快挙を成し遂げ、県内中が大いに盛り上がりました。北陸新幹線も2022年には金沢-敦賀間が開業の運びとなっており、東京への距離が一層近づくはずで



支部の被保険者数は、平成31年4月1日現在で1種組合員276名・家族524名、2種組合員23名・家族10名、3種組合員705名・家族95名、総数1,633名となっています。事務所は福井県歯科医師会館内にあり、組織構成は支部役員が支部長、副支部長、常務理事、理事、監事2名の計6名、支部運営委員10名、職員1名となっております。

福井県支部では医院スタッフ全員を対象とした集団検診を15年以上前から推奨してきましたが（実施地区は福井県下の全地区ではない）、今年度の受診者数は当初の10倍近くになりました。全年齢対象の人間ドック補助金（1種組合員のみ）も、受診率が高まり予算がひっ迫し嬉しい悲鳴となっております。保健事業は継続が一番との思いを強くする反面、もっと拡充したい思いの中、なかなか新しい事業のプランも浮かばず、他府県支部のお知恵を拝借したい思いでいっぱいです。



最後に、先日行われたボウリング大会の様をお伝えしたいと思います。

補助をするようになってから30年ほどが経っていますが、補助金の額もずっと変わらない中、毎年、会員とその家族がボウリング場を借り切り、和気あいあいと楽しんでいます。今年も恒例の長谷川支部長の始球式で始まり、基本、診療所対抗の団体戦として行われました。長谷川支部長チームは昨年の優勝チームの為、ハンデとしてスコアが大幅に差し引かれ、惜しくも入賞を逃しました。来年も一同健康で楽しくという思いを胸に、全員が賞品を手にも満足そうに会場を後にしました。

常務理事 岡田 正二郎

## 沖縄県支部

沖縄県支部においては、三役会、理事会、運営委員会という三つの会議を柱として、運営が行われている。すなわち、三役会において支部運営の重要事項を審議し、理事会に諮り、議決を得る。その後、支部役員と県歯、各地区歯科医師会の代表者で構成される運営委員会において、保険料、事業計画、予算、決算を説明し、県歯、各地区歯への周知を図っている。

また、被保険者数については10年前を境にそれまでの右肩上がりが増加に転じ、特に本年度の減少幅は最も大きいものがあつた。被保険者数の減少は、本支部の事業運営にも重大な影響を及ぼしている。支部運営の難しさは、被保険者数の減少との闘いであつたと言っても過言ではない。本支部組合員の高齢化は、他の支部と同様急激に進んでいる。ここ5年間においても1種組合員の年齢構成は、顕著な高齢化を示している。(グラフ参照) それと同時に、支部の財政状況も厳しさを増してきた。

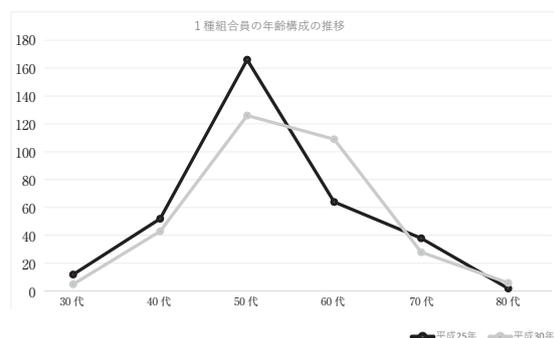
そのような厳しい環境の中で本支部においては被保険者、被扶養者の疾病を予防し、さらに健康づくりや健康増進を目的とする保健事業を展開している。本支部の主な保健事業は、以下の通りである。

1. 人間ドック補助 (1, 2種組合員及び配偶者、但し節目検診該当者を除く)  
人間ドック、脳ドックを受検した者に対してその費用を1名につき3万円まで補助する。
2. 節目検診補助  
本部事業の節目検診を受検した場合、本部補助額に上乗せして費用を補助する。
  - 1, 2種組合員及び1種組合員の配偶者 → 2万円まで上乗せ補助する。
  - 3種組合員 → 1万円まで上乗せ補助する
3. 高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助  
65歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者を対象に費用を一部補助する。但し、過去5年間に於いて一度も接種したことがない者を対象に5千円まで補助する。
4. 健康診断補助  
3種組合員で、本年度節目検診該当者以外を対象に、その費用の一部を6千円まで補助する。

ますます厳しい状況が続くことが予想される中でいかにして保健事業の充実をはかり、支部組合員の健康増進に努めていくのかを考えていかなければならない。そして、将来に亘って持続可能で安定した支部運営を目指して今後とも鋭意努力を重ねていく所存である。

支部長 高嶺 明彦

グラフ



(左より) 川畑常務 高江洲副支部長 高江洲職員

## 2019年4月からの保険料について

2019年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、後期高齢者賦課額についてお知らせします。

### 1.基礎賦課額

- ・被保険者の医療給付費、保健事業費等の費用に充てるための保険料
- ・前期高齢者納付金の納付に充てるための保険料

#### (1) 所得割賦課額（1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者（※）に賦課）

##### ①保険診療者

ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1,000分の6.5を乗じた額

イ. 上限賦課額 月額 32,500円（年額 390,000円）

ウ. 下限賦課額 月額 4月 1,900円、5月～3月 1,600円（年額 19,500円）

エ. 医療法人（各医療機関ごと） 月額 32,500円（年額 390,000円）

オ. 医療法人（各医療機関ごと）が、前年度の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができます。

カ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部に提出してください。ただし、変更申請は2019年6月末迄とし、年1回とします。

キ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除します。

※後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課します。算定方法については、一般の1種組合員と同じ方法になります。

##### ②非保険診療者（矯正標榜者・医療法人を含む）

ア. 月額32,500円（年額390,000円）

イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます。

ウ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等医業収入がわかる書類を添付して支部を経由して組合に提出してください。ただし、変更申請は2019年6月末迄とし、年1回とします。

#### (2) 均等割賦課額（1人月額）

1種組合員 8,600円      1種組合員家族 6,600円

2種組合員 16,500円      2種組合員家族 6,000円

3種組合員 9,000円      3種組合員家族 6,000円

後期高齢者組合員の家族 6,600円

※基礎賦課額（均等割賦課額）には、前期高齢者納付金1人当たり2,279円が含まれます。

## 2.後期高齢者支援金等賦課額

- ・後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるための保険料
- ・病床転換支援金の納付に要する費用に充てるための保険料  
組合員及びその家族 (1人月額) 3,400円

## 3.介護納付金賦課額

- ・介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料  
40歳以上65歳未満の者 (1人月額) 3,900円

## 4.後期高齢者賦課額

- ・後期高齢者医療制度の被保険者となった1種組合員の方で、引き続き組合員として残られた方  
後期高齢者の組合員 (1人月額) 5,000円

### ◎保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金賦課額を免除、基礎賦課額は2人目以降の方から免除します。

基礎賦課額(均等割賦課額)

(1人月額) 6,000円

後期高齢者支援金等賦課額

(1人月額) 3,400円

## 全国歯の保険給付・保健事業

### 保険給付割合

病気やけがなどで医師の診療を受けるときは、被保険者証を提示することで医療の給付を受けるところができます。

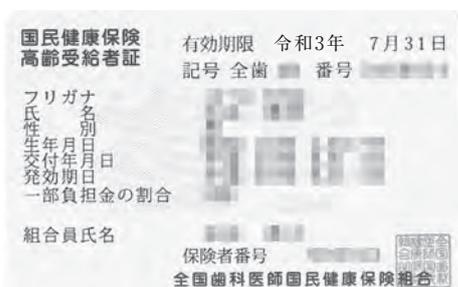
- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前のもの 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
  - ・現役並み所得者 7割
  - ・一般所得者 8割

### 歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

### 2019年8月1日からは水色の高齢受給者証

70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。紫色の高齢受給者証は有効期限の2019年7月31日までお使いいただけます。その後は必ず支部事務所までご返却をお願いします。2019年8月1日からは、水色の高齢受給者証が交付されます。



### 人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成30年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類

(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し



- ◆新しい高齢受給者証、限定額適用認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた証は、支部事務所までご返却をお願いします。

### 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※靴型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です(平成30年4月～)）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

#### ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

### ★ 1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヶ月を要します。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し  
顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

### ★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。

また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

#### ■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

### ★ 3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

#### ■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・工作中や通勤途中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

### 高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数ヶ月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

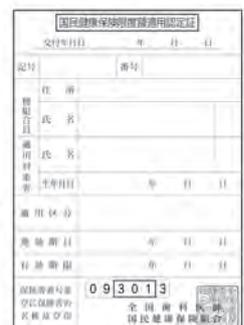
- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

### ◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳から74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1か月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。更新される方は、お早目にお手続きください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し



## その他の保険給付の支給申請

### ◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

#### 【支給額】

1種組合員 300,000円  
 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円  
 1・2・3種組合員の家族 100,000円  
 後期高齢者組合員の家族 100,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

### ◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

### ◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し

全国歯では、産休・育休による保険料免除は実施していません。

他の制度の育児休業給付等については、厚生労働省のQ&A育児休業給付をご覧ください。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所にて支給の手続きを行ってください。

### ◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により平成30年4月1日以降の産休について出産手当金を支給します。ただし支給対象となる産休期間は組合員となって継続して1年経過した日の翌日からとなります。

#### 【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度とします。）

【支給額】 1日につき、1,500円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
  - 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
  - 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類
- ※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。異常分娩で入院された場合は、申請の際にご注意ください。

### ◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

1種組合員 4,000円  
 2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

### ◆インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円限度

◎13歳未満は1名につき5,000円を限度に支給（H31年4月1日～）

※費用額が限度額未満の場合は実費分を支給

※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内で支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着)

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書(予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの)

**節目健診のご案内**

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)2019年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になった1種組合員の配偶者(年齢問わず)
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し(複数の場合は、その費用の合計に対し)30,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着)

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

**がん検診のご案内**

がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するために検診受診者に対して検診費用の一部を補助します。

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

【がん検診の種類】それぞれ年1回受診

- ①胃がん検診1(胃内視鏡検査)または胃がん検診2(胃部エックス線検査)
- ②子宮頸がん検診(視診、子宮頸部の細胞診及び内診)
- ③肺がん検診1(胸部エックス線検査)または肺がん検診2(胸部エックス線検査及び喀痰細胞診)
- ④乳がん検査(乳房エックス線検査もしくは視

触診及び乳房エックス線検査)

⑤大腸がん検査(便潜血検査)

【対象者】 【支給額】

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

(申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着)

- がん検診補助金支給申請書
- 対象となる検診の領収書

※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要

**仕事のストレス、人間関係の悩みについて  
カウンセラーに相談してみましょ。**

心に悩みのある方、ストレスの解消法がわからず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょ。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

**全国歯メンタルヘルスカウンセリング  
専用ダイヤル：0120-926-189(無料)**

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

**後期高齢者組合員保健事業のお知らせ**

**◆傷病見舞金の支給申請**

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日(後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

## ●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

## ◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】 300,000円

## ●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

## ◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

## 【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2)(1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

## 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

## ●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

## ◆ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減

に貢献することが期待されています。

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

## ◆医療費通知の送付のお知らせ

全国歯では年に6回、医療費通知を送付しております。

平成30年度の様式から、医療費通知が医療費控除を受ける際の添付書類としてご利用頂けます。

ただし、医療機関等から提出されたレセプトの被保険者証記号番号や生年月日などに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。

受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では把握しきれない部分について適正に医療機関から請求がされているか、ご自身でしっかりご確認ください。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

【2019年1月～12月受診に関する医療費通知の送付について】

受診（施術）月	送付月
2019年 1～ 2月受診分	2019年 6月
2019年 3～ 4月受診分	2019年 8月
2019年 5～ 6月受診分	2019年 10月
2019年 7～ 8月受診分	2019年 12月
2019年 9～ 10月受診分	2020年 2月
2019年 11～ 12月受診分	2020年 4月

## 組合への届出が必要なのは、こんなとき

### ◎交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

### ◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、保険者が負担した7割または8割の医療費について、ご本人に請求させていただきます。また、新しい被保険者証の詳しい情報と手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。お気軽に支部事務所までご相談ください。

### ◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

### ◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

### ◎住所や氏名が変更したとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証

（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）

- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

### ◎被保険者証を紛失したとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 被保険者証再交付申請書
- 被保険者証返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンが組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0120-810-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

### ◎家族が修学のため居住地を離れるとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

### ◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

### ◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

# 今までも。これからも。

未来 Mirai  
 信頼 Shinrai  
 安心 Anshin  
 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

## その先には、ひろがる笑顔。

### 安心・信頼 Anshin Shinrai



**国の厳しい審査をクリア**  
 ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

**低価格で個人負担が軽くなる**  
 新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

### 未来 Mirai

**医療費を有効活用**  
 個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

**医療保険制度を次の世代に引き継ぐ**  
 少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。



ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は  
[厚生労働省 ジェネリック](#) [検索](#)

# 仕事のストレス、 人間関係の悩み―― まずは電話で相談してみませんか？

面接、Webでも  
相談できます

「こんなとき…」はお電話ください。



仕事でストレスがたまる



職場の人間関係で悩んでいる



育児・介護が辛い

近所づきあいでの悩みがある

夫婦関係がうまくいかない

子どもとコミュニケーションがとれない

## メンタルヘルス **無料** カウンセリング

プライバシーは  
厳守されます。  
安心してご相談  
ください。

専用  
ダイヤル

# 0120-926-189

携帯・PHSからもご利用できます。

ご利用者  
被保険者

音声ガイドに従って  
サービス番号を選択

② 面接カウンセリングの予約

③ 電話カウンセリング

④ 電話カウンセリングの予約

※プッシュ回線でない方は、右のサービス番号の前に\*印ボタンを押してください。黒電話などの場合は最後に各サービスの直通電話番号をお知らせしますので、おかけ直してください。



Webカウンセリング <https://www.mh-c.jp/>

上記URLへアクセスし、「926189」を入力しログイン。

音声ガイドに従ってご希望のサービス番号をプッシュしてください。

サービス番号

## ② 面接による

メンタルヘルスカウンセリングの予約窓口

予約受付

月～土曜日 10:00～20:00  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

面接は1人5回まで無料。6回目からは有料となります。

東京カウンセリングセンター、もしくは全国主要都市のカウンセリングルームで、「臨床心理士」の資格を有するカウンセラーが対応します。お近くのカウンセリングルームは、下の一覧からご確認ください。

カウンセリングルーム一覧

<http://www.tcchp.com/map.html>

サービス番号

## ③ 気軽に使える 電話でのカウンセリング

相談時間

月～土曜日 10:00～22:00  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

1日1回20分程度となります。

### 相談は無料です！

電話カウンセリングは、相談料・通話料ともかかりません。面接カウンセリングも、年度中1人5回まで無料です(6回目から有料)。

※電話相談は1日1回20分程度、面接は1回50分程度が目安です。

サービス番号

## ④ 相談時間を事前に指定できる 電話カウンセリングの予約窓口

予約受付

月～土曜日 10:00～18:00  
(日曜・祝日・年末年始は休み)

●**免責事項** 本サービスは利用される方に適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当社および当社が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設、ならびに関係するスタッフ(以上を総称して「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。



こころの悩みについて相談できます

ウェブそうだん

# こころのWeb相談



<http://www.mh-c.jp/>

「仕事・職場での悩み」「家庭・地域での悩み」「心理的・精神的な悩み」などについて相談できます。日曜日・祝日・年末年始を除く、3営業日以内に臨床心理士が回答いたします。

### ◆プライバシーは厳守されます

プライバシー保護のため、サービスは外部へ委託して運営しています。個々人の相談の有無・内容等が当組合や勤務先に伝わることはありません(個人を特定できない、統計的な月次データで報告されます)

※面接の予約やご相談の関連上、年齢・都道府県名・相談者と相談対象者の続柄等をうかがう場合がありますが、プライバシーは厳守されます。



ここに「926189」を入力してログイン



特定健診対象者（40～70歳）のみなさまへ

# 特定健診を受けましょう

特定健診・保健指導は、保険者が加入者に対して実施することが義務づけられているものであり、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活習慣病を予防するために重要な取組です。

当組合では、集合契約により全国の医療機関等と契約しておりますので、お近くの医療機関等に「集合契約」に参加されているかご確認のうえ、ぜひ受診して下さい。なお、受診期間は来年の3月末日まで受診できます。受診料は無料です。

## ■特定健診の流れ

### ①セット券が届く（4月より順次）

特定健診を受診するには※「セット券」が必要です。記載内容等必ず確認して下さい。

※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった券です。特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導初回面接を受けて頂けます。



### ②受診場所

◎医師会等の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

◎日本人間ドック学会／日本病院会、全日本病院協会の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

受診される医療機関等が集合契約に参加しているかについては直接お問い合わせいただくか、当国保組合ホームページをご活用下さい。

<http://www.zensikokuho.or.jp>

### ③受診

受診当日は「セット券」「被保険者証」「質問票」を持参のうえ受診して下さい。医療機関等からの注意事項（食事の摂取等）をお守り下さい。

**受診料は無料です。**

※特定健診の基本項目及び昨年度の健診結果等の基準に該当し、医師が必要と判断して実施する詳細項目以外は自己負担となりますのでご注意下さい。

### ④結果

健診を受診した医療機関等から健診結果を受け取ります。ご自身の健康管理にお役立て下さい。

### ⑤特定保健指導のご案内

特定健診を受診された方へは、全員に健康維持に関する小冊子をお送りしております。また、生活習慣病のリスクが高いと判断された方には「特定保健指導のご案内」と「利用券」をお送りしますので、生活習慣病の予防、改善に役立つ支援を受けて下さい。

**利用料は無料です。**

### ◎留意事項◎

皆様の健診結果は、当国保組合がとりまとめ特定保健指導等対象者の選定等に利用させていただきます。あらかじめご了承願います。なお、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および当国保組合のプライバシーポリシーを厳守いたします。

特定保健指導実施可能であり契約上セット券対応可能な健診機関で特定健診を受けられた場合に限り、保健指導の対象となった方への健診当日の特定保健指導初回面接の実施が可能になりました。

※院長の皆さまへのお願い

歯科医院で実施する健康診断を受けられた従業員の方は、健診の結果から質問票（全国歯のホームページにてプリントアウトできます。）に回答いただき、全国歯がその質問票を受け取ると特定健診を受診したことになります。

医療費増加にストップをかけるために、国は特定健診・特定保健指導に力をいれ、特定健診・特定保健指導実施率により保険者が負担する後期高齢者支援金の額を加算・減算することにしてあります。保険者が負担する後期高齢者支援金が増額されると、組合員のみなさんに負担いただく保険料の増額につながる可能性があります。

大変お手数をおかけしますが、特定健診・特定保健指導の受診、質問票の返送などご協力をお願いします。

## 質問票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏名	
生年月日	
記入日	

※各自ご記入下さい

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無※①	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は 6 ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量 日本酒 1 合(180ml)の目安：ビール 500 ml、焼酎 (25 度) 110ml、ウィスキーダブル 1 杯(60ml)、ワイン 2 杯(240ml)	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね 6 か月以内) ③近いうちに(概ね 1 か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

※①医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	山梨県支部	055-252-6481	青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110	富山県支部	076-432-9666	滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495	岡山県支部	086-224-7777	山口県支部	083-928-8020
島根県支部	0852-24-2757	鳥取県支部	0857-23-2621	香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977	高知県支部	088-823-7369	新潟県支部	025-283-3030
岩手県支部	019-623-1571	石川県支部	076-251-1011	長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108	沖縄県支部	098-996-3571		

全国歯科医師国民健康保険組合のホームページ (<http://www.zensikokuho.or.jp>) にも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご利用ください。

◆組合員専用ページのパスワード：648077 ◆

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5  
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818  
発行人 三塚 恵二  
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>  
写真 イタリア 南トスカーナ  
撮影者 N.M

全国歯報 No84 2019年5月号